

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年7月30日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、二酸化炭素検定装置の点検及び調整を行うことにより、同装置の機能を保全し、観測精度を維持することを目的とするものである。その際に下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な、本装置の内部構造及び動作原理等に関する十分な知識を有している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 二酸化炭素検定装置点検調整
- (2) 業務内容 気象庁本庁にて、二酸化炭素検定装置の点検及び調整を実施する。
- (3) 履行期限 令和7年2月21日（金）

3 業務目的

本件は、二酸化炭素検定装置の機能を保全し、観測精度を維持することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力及び設備に関する要件

温室効果ガスの濃度測定・分析に係る装置の内部構造及び動作原理等について熟知し、

本業務における個々の要件を満足するような機器の点検調整を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させるために必要な技術力及び設備を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務実績に関する要件

ガス回路を含むガス濃度測定・分析に係る装置の点検調整の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900（内線 2516）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年7月30日（火）から令和6年8月19日（月）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年8月20日（火） 17時まで （1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。